



広報

りくせん

たかた

2014年(平成26年)

12月1日号
No.950

協定締結式

名古屋市と友好都市の協定を締結

10月28日(火)、東日本大震災以降、「行政丸ごと支援」という形で、区画整理や学校施設の復旧などの幅広い分野で支援をいただいている名古屋市と友好都市の協定を締結しました。

既に両市の中学生においては、教育委員会が締結した「絆協定」のもと、お互いに訪問して交流を深めています。今後もまちの魅力を共有して、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。



協定書

名古屋市と陸前高田市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として名古屋市が開始した「丸ごと支援」が縁となり市民の交流も広がり、絆協定を結ぶに至りました。そこで両市はお互いの魅力を思いやり、まちの魅力を共有し、共に発展することを目的として両市の交流が永く続けられるよう友好都市として提携することを協約する。

名古屋市民及び陸前高田市民を代表してこれを確認し両市が兄弟姉妹のような関係になることを願い、署名する。

平成26年10月28日

名古屋市長

陸前高田市長

河村たかし

戸羽太



協定書

名古屋市と陸前高田市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として名古屋市が開始した「丸ごと支援」が縁となり市民の交流も広がり、絆協定を結ぶに至りました。そこで両市はお互いの魅力を思いやり、まちの魅力を共有し、共に発展することを目的として両市の交流が永く続けられるよう友好都市として提携することを協約する。

名古屋市民及び陸前高田市民を代表してこれを確認し両市が兄弟姉妹のような関係になることを願い、署名する。

平成26年10月28日

名古屋市長

陸前高田市長

河村たかし

戸羽太



名古屋
河村

陸前高
戸羽

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

12月14日（日）午前7時～午後7時投票

11月21日に衆議院が解散したことにより、12月14日に衆議院議員総選挙が行われ、これにあわせて最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。

投票は、午前7時から午後7時まで、市内24か所の投票所で行われます。あなたの大切な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。

また、投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

投票できる人は

今回の選挙で投票できる人は、本市に居住している平成6年12月15日以前に生まれた人です。

ほかの市町村から転入してきた場合、平成26年9月1日までに転入の手続きを済ませ、引き続き居住していることが必要です。

市内で転居された人で、11月22日以降に転居の届出をした人は、転居前住所地の投票所での投票となります。

入場券を忘れずに

入場券は、12月5日ごろに郵便でみなさんのお手元に届く予定です。

入場券には氏名や住所・性別・投票所などが記載されています。届いたらすぐに記載内容を確認し、間違っているところがあった場合は、選挙管理委員会まで連絡してください。

入場券は、投票日まで大切に保管し、当日は忘れずに持参してください。

なお、入場券を紛失した場合や入場券がない（届かない）

場合でも、本人確認をした上で投票できますので、当日投票所の受付に申し出てください。

を三つの投票

候補者名で投票する「小選挙区選出議員選挙」、政党名で投票する「比例代表選出議員選挙」、やめさせた方がよいと思う裁判官に×印をつける

る「最高裁判所裁判官国民審査」の三種類の投票を行います。

学生の皆さんは

学生などで、本市に住民登録をしていても、実際には、ほかの市町村に居住している人は、住所がないと判断され投票できない場合がありますので、注意してください。

投票区	投票場所	投票区	投票場所
高田第1	市立高田小学校	米崎第1	市立高田東中学校 (旧市立米崎中学校)
高田第2	高田町和野会館	米崎第2	米崎町和方会館
高田第3	高田町小泉公民館	米崎第3	自然環境活用センター (米崎コミセン)
高田第4	市立第一中学校	矢作第1	旧矢作町財産区事務所
気仙	漁村センター (長部コミセン)	矢作第2	下矢作多目的研修センター (下矢作コミセン)
広田第1	市立広田小学校	矢作第3	生出多目的集会センター (生出コミセン)
広田第2	広田町中沢浜公民館	矢作第4	矢作町小黑山公民館
広田第3	広田町太陽公民館	矢作第5	雪沢地域文化伝承会館
広田第4	広田町小袖公民館	竹駒	定住促進センター (竹駒コミセン)
広田第5	広田町根岬集会所	横田第1	横田町第2区部落会館
小友第1	ふるさとセンター (小友コミセン)	横田第2	横田基幹集落センター (横田コミセン)
小友第2	小友町矢の浦公民館	横田第3	横田町第6区町内会館

12月14日に投票所に行けない人は

期日前投票 不在者投票 を忘れずに

期日前投票 不在者投票

投票日に投票所に行くことができない人のために、期日前投票と不在者投票の制度があります。

期日前投票では投票日と同じように期日前投票所で投票できます。

期日前投票の時間と場所

◎期 間 12月3日(水)～12月13日(土)
※最高裁判所裁判官国民審査は12月7日(日)から投票できます。

◎時 間 午前8時30分～午後8時

◎場 所 市役所3号棟1階第2会議室

不在者投票では投票用紙を封筒に入れ、封筒に署名し投票することになります。

投票日に投票所に行くことができない人は、早めに投票を済ませましょう。

期日前投票 できる人は

投票日に次のような理由で投票所に行くことができない人は、期日前投票を行うことができます。

- ・仕事やレジャー、冠婚葬祭などが予定されている人
 - ・用務や事故などで自分の投票区の区域外にいる人
 - ・病気やケガ、出産などのため歩行が困難な人
- ただし、投票する時点でまだ19歳の人については、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。

なお、入場券が配付された人は入場券を持参してください。

市外に滞在している人は

出稼ぎや出張などのため、ほかの市町村に長期滞在している人で、投票日に本市で投票できない人は、滞在中の市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

陸前高田市選挙管理委員会委員長あてに直接または郵便で投票用紙を請求してください。本人の意思に基づき代理人が請求することもできます。

請求に基づき本人あてに投票用紙を郵送しますので、滞在中の市町村の選挙管理委員会に持参し、投票してください。郵送のため日数がかかりますので、手続きは早めに行ってください。

市外に一時避難している人は

震災により市外に避難している人で、投票日に本市で投票できない人は、本市で期日前投票または避難先の市町村選挙管理委員会に不在者投票ができます。

不在者投票をする場合の投

票用紙の請求方法などは、前記の「市外に滞在している人は」と同様です。

ただし、避難先に住民登録を移した人で、避難先の市町村の選挙人名簿に登録されている人は避難先の市町村での投票となります。

身体に障がいのある人は

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人や介護保険の要介護認定を受けている人で、その障がい(要介護)の程度が一定の基準にあてはまる人は、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等で投票する場合は、前もって郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙を請求する際は、その証明書を添えて行わなければなりません。

投票用紙の請求は、投票日の4日前(12月10日)までに行う必要があります。

証明書には有効期限がありますので、期限が切れている場合は、改めて証明書の交付を受けてください。

また、上肢または視覚の障

がいの程度が一定の基準にあてはまる人は、あらかじめ選挙管理委員会に届出をした代理記載人に、代理投票をさせることができます。代理記載人の届出は、事前に手続きを済ませる必要があります。早めに手続きをしてください。

病院や老人ホームなど入院(所)している人は

不在者投票所の指定を受けている病院や老人ホームなどに入院(所)している人は、その施設で不在者投票ができますので、入院(所)している施設に確認してください。

開票状況の参観

開票は、午後8時15分から市立第一中学校体育館で行います。入場は午後7時45分からです。本市の有権者は、この開票状況を参観することができます。参観を希望する人は、必ずスリッパなどの上履きを持参してください。

なお、会場の都合により、参観できる人は先着順で200人までです。

問い合わせ先 選挙管理委員会(内線320)

平成25年度
決算報告

平成25年度の一般会計歳出は、約1255億5000万円で、前年度より約223億円増加しました。特に、東日本大震災復興交付金関連により、総務費が大幅な増となっています。

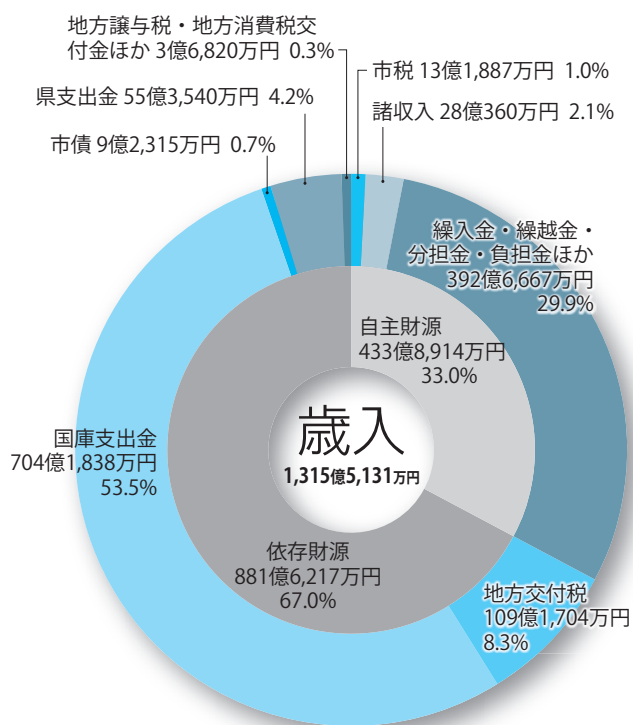
歲入

平成25年度一般会計の歳入決算総額は、約1315億5000万円で、前年度と比較して約204億円、18・3割の増となりました。

構成比は、国庫支出金が歳入総額の53・5割を占め、以

下、地方交付税8・3^{パー}、県
支出金4・2^{パー}の順となつて
います。

また、自主財源は約433億9000万円で、前年度と比較して188.5ポイント増加し、歳入総額に占める割合では33.0%で前年度と比較して19.5ポイント増加し



歲出

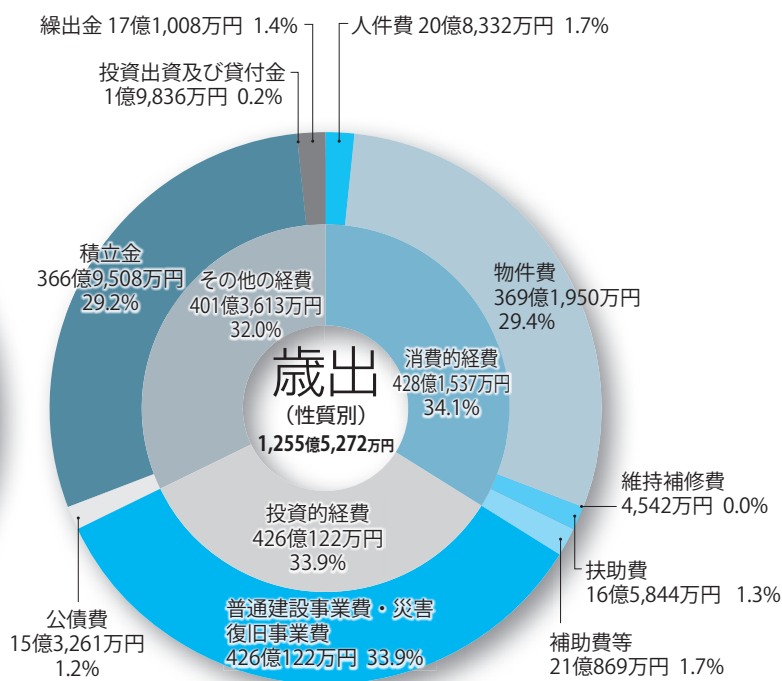
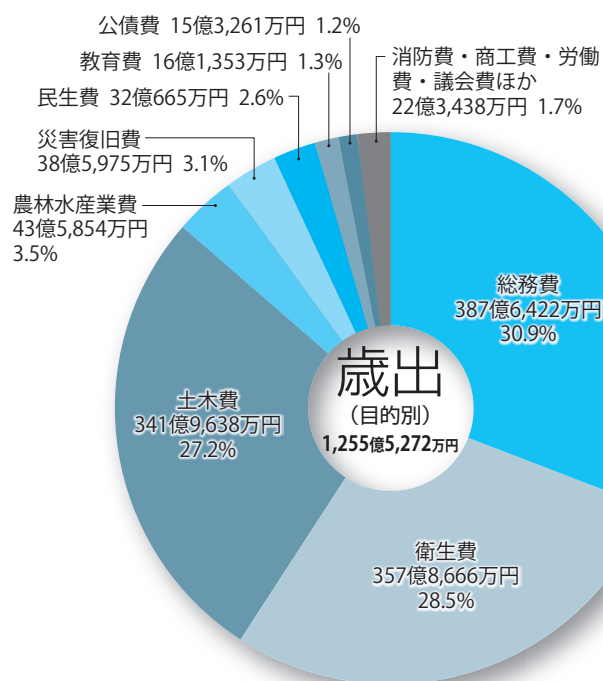
ました。

平成25年度の一般会計の歳出決算総額は約1255億5000万円で、前年度と比較して約222億8000万円の増となりました。

歳出の目的別による分類の構成では、総務費が30・9パーセントと最も高く、次いで衛生費28・5パーセント、土木費27・2パーセントとなりました。

総務費は、東日本大震災復興交付基金積立金の増などにより、300.6^{パーセント}の増となりました。

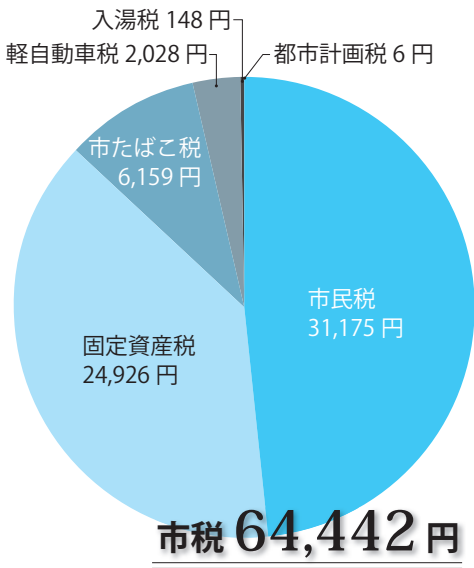
衛生費は、災害等廃棄物処理事業費の増などにより、69・2割の増となりました。災害復旧費は、社会教育施設災害復旧事業費の増などにより、41・7割の増となりました。



市民1人あたりの決算額

※平成26年3月31日現在の人口20,466人をもとにして計算

市民1人あたりの負担したお金



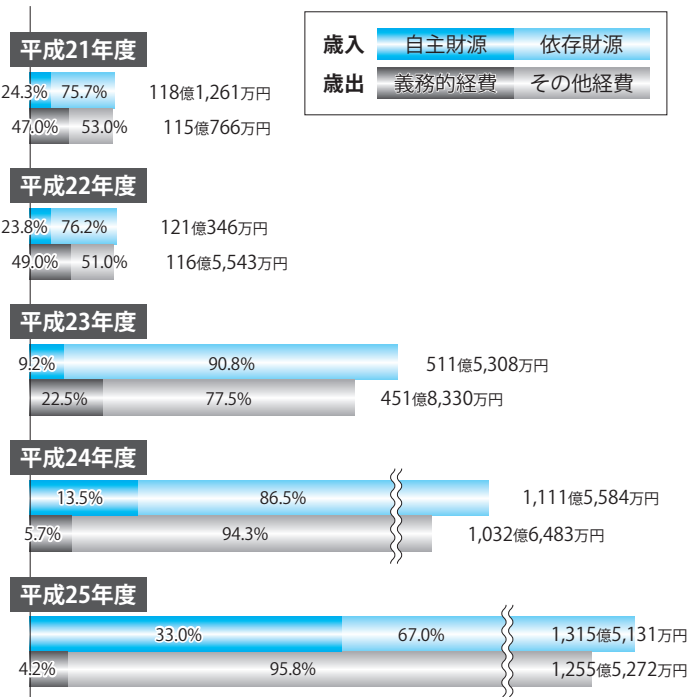
市民1人あたりに使われたお金(一般会計) 合計6,134,697円

総務費 1,894,079円	衛生費 1,748,590円	土木費 1,670,887円
農林水産業費 212,965円	災害復旧費 188,593円	民生費 156,682円
教育費 78,840円	公債費 74,886円	その他 109,175円

一般・特別会計の決算額

区分	歳入	歳出	差引残高
一般会計	1,315億5,131万円	1,255億5,272万円	59億9,859万円
特別会計			
下水道事業	29億3,558万円	25億756万円	4億2,802万円
農業集落排水事業	1億1,244万円	1億1,244万円	0
漁業集落排水事業	8,172万円	7,656万円	516万円
国民健康保険事業勘定	33億855万円	32億3,546万円	7,309万円
診療施設勘定	2億52万円	2億52万円	0
後期高齢者医療	1億8,617万円	1億8,617万円	0
介護保険事業勘定	24億475万円	23億7,523万円	2,952万円
介護サービス事業勘定	852万円	819万円	33万円
小計	1,407億8,956万円	1,342億5,485万円	65億3,471万円
繰入繰出重複額	17億1,305万円	17億1,305万円	0
合計	1,390億7,651万円	1,325億4,180万円	65億3,471万円

過去5年の一般会計決算状況の推移



【財政用語メモ】

- ▽自主財源：市税や各種使用料など、市独自で収入できるもの。
- ▽依存財源：国や県からの交付金や借入金など。
- ▽地方交付税：市の財政力に応じて国から交付されるもの。一般財源とされ、その使い道に制限がない。
- ▽市債：事業を行うために借り入れる長期借入金。単に借金としての性格だけでなく、住民負担を後年度にも残し、世代間で負担を公平にするための調整機能を合わせ持つ。
- ▽投資的経費：道路や橋、学校の建設など、行政水準の向上に直接寄与する経費。公共施設整備にどれだけ重点を置いているかを図るのに有効な歳出区分。
- ▽国庫、県支出金：市が行う事業への国、県からの補助金。
- ▽扶助費：社会保障制度などに基づいて支出する経費。
- ▽積立金：財政運営などのために、一時的に積み立てておくもの。
- ▽特別会計：特定の事業を行う場合や、特定の歳入歳出を充てる場合に、一般会計とは別に收支整理を行っているもの。
- ▽繰入繰出重複額：各会計間で繰り入れたり、繰り出したりした金額。それぞれの会計決算額を合計すると、この額が重複し、決算額が増えるため差し引いて純決算額を算出する。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険

～ 東日本大震災被災者の医療費・介護保険サービス利用料の免除措置を延長 ～

東日本大震災の被災者で、陸前高田市国民健康保険・岩手県後期高齢者医療保険の被保険者が支払う一部負担金等、また、介護保険被保険者が支払うサービスの免除期間が次のとおり延長されます。今回の延長においては国民健康保険および介護保険と、後期高齢者医療保険の免除延長要件が異なりますのでご注意ください。

国民健康保険 後期高齢者医療保険

現在、医療機関などを受診した際に支払う一部負担金等が、医療保険者が発行した「一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」）を医療機関などに提示することにより支払いが免除されていますが、平成27年1月1日以降は、次の条件に該当する世帯の医療費免除措置を延長します。

国民健康保険

免除期間・対象

① 平成27年12月31日まで延長

住家が半壊以上り災した人、主たる生計維持者が被災（死亡・行方不明・重篤な傷病）した人、福島第一原子力発電所の事故により避難指示などの対象となっている人

② 平成27年7月31日まで延長

現在、免除の対象となっている被保険者で、①以外に該当する人のうち、平成26年度

住民税が平成26年12月1日時点で非課税の世帯

※8月以降の免除については、あらかじめ課税状況などを審査し、該当する場合には免除証明書を郵送します。

後期高齢者医療保険

免除期間・対象

○平成27年12月31日まで延長

① 住家が半壊以上り災した人、主たる生計維持者が被災（死亡・行方不明・重篤な傷病）した人、福島第一原子力発電所の事故により避難指示などの対象となっている人

② 現在免除の対象となっている被保険者で、以下の条件に該当する人のうち、申請が認められた人

・東日本大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止し、現在までその状態が続いている場合

・東日本大震災により主たる生計維持者が失業し、現在まで収入がない状態が続いている場合

※対象者には11月中旬頃、申請書を送付しています。また、申請手続きをしていない人は、至急手続きを行ってください。

さい。

受付場所 市役所1号棟1階

健康推進課国保係

持参するもの 免除申請書／

申立書／印鑑（認印可）／被

保険者証

その他 現在免除証明書を交

付されている国民健康保険被保険者と後期高齢者医療保険被保険者のうち①に該当する

人については、1月から有効となる証明書を12月中に郵送しますので、改めて申請手続きを行う必要はありません。ただし、一度国民健康保険の資格を喪失後、国民健康保険に再度加入した人は、改めて申請手続きを行う必要があります。

問い合わせ先 健康推進課国保係（内線140・141）

介護保険

市が発行した「介護保険利

用者負担額免除証明書」（以下「免除証明書」）を介護事

業所などに提示することにより、介護事業所などのサービスを受けた際に支払う利用料

等が免除されていますが、平成27年1月1日以降は、次の

条件に該当する被保険者の利用料免除措置を延長します。

免除期間・対象

① 平成27年12月31日まで延長

現在、免除の対象となっている人で、次の要件のいずれかに該当している人

・住家が半壊以上り災した人
・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
・主たる生計維持者が行方不明である人

・福島第一原発周辺の居住者で、政府の避難指示などの対象である人

② 平成27年7月31日まで延長

・「東日本大震災により、主たる生計維持者が事業を廃止、休止または失業し、現在収入がない人」の要件で免除の対象となっている人のうち、住民税が非課税世帯の人

なお、住民税が課税されている世帯の人については、免除期間を平成26年12月31日までとし、延長しないこととします。



免除証明書の発行

現在免除証明書を持つ①または②に該当する人には、平成27年1月1日からの免除証明書を郵送しますので、改めて申請手続きを行う必要はありません。

免除期間が平成27年7月31日までの人の8月以降の免除については、あらかじめ課税状況などを審査し、該当する場合には免除証明書を郵送します。

問い合わせ先 長寿社会課介護保険係（内線203）



左から後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証

緊急通報用携帯機器を無償貸与

無償の緊急通報用携帯機器は、ボタンを押すと、登録されている協力者や必要に応じて消防署に連絡が入ります。

対象者 次の要件をすべて満たす65歳以上の入

市内に住所があり、居住している人／震災により家屋が全壊または半壊以上の被害を受けた人（仮設住宅入居者、災害公営住宅入居者を含む）／ひとり暮らし（日中のみひとり暮らしの人も含む）の人

／緊急通報用携帯機器を特に必要とする人

注意事項

・近況確認のため、週1回コールセンターから利用者へ連絡が入ります。

・破損や紛失の場合は自己負担になります。

・通常の携帯電話としての機能はありません。

・自宅外での使用はできません（敷地内のみ）。

※設置後市内で転居した場合は長寿社会課高齢福祉係に速やかに連絡してください。

問い合わせ先 長寿社会課高齢福祉係（内線201）

高額療養費の自己負担限度額が変更になります

平成27年1月1日から、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が変更になります。これにより、今までよりも所得要件が細分化され、所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われます。

現在、国民健康保険限度額適用・標準負担額限度額認定証を交付されている70歳未満の被保険者には、12月下旬に新しい負担区分が記載された認定証を送付します。

なお、70歳以上の人の自己負担限度額に変更はありません。

●平成26年12月まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	15万円＋（総医療費－ 50万円）×1% ≪多数回該当：83,400円≫
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円＋（総医療費－ 26万7千円）×1% ≪多数回該当：44,400円≫
C 低所得者	住民税 非課税	35,400円 ≪多数回該当：24,600円≫

※多数回該当とは、過去12か月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

問い合わせ先 健康推進課国保係（内線140・141）

●平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋（総医療費－84 万2千円）×1% ≪多数回該当：140,100円≫
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円	167,400円＋（総医療費－55 万8千円）×1% ≪多数回該当：93,000円≫
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円＋（総医療費－26万 7千円）×1% ≪多数回該当：44,400円≫
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 ≪多数回該当：44,400円≫
オ	住民税非課税	35,400円 ≪多数回該当：24,600円≫

後期高齢者医療保険料・介護保険料の還付加算金の未払いについて

被保険者の所得更正や資格喪失および減免等により保険料が減額される場合、納めすぎた保険料を還付する際に、利息に相当する還付加算金が発生することがあります。

本市では、地方税法の消滅時効の規定に基づき、過去5年間の事務手続きについて調査した結果、還付加算金の支払いをしていない対象者がいることが判明しました。

対象となる皆さまには、ご迷惑をお掛けしましたこととおわび申し上げますとともに、速やかに還付加算金の支払い手続きを進めてまいります。

原因

保険料の還付手続きに際して、還付加算金の該当の有無を確認せずに事務処理をしたこと。

対象

	後期高齢者医療保険料	介護保険料
件数	171件	44件
金額	307,800円	61,100円

今後の対応

速やかに対象となる皆さまにお知らせするとともに、還付の支払い事務手続きを進めてまいります。

今後は、このような誤りが生じないよう関係法令の確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。

※職員がATM操作をお願いしたり、キャッシュカードを預かったりすることはありません。

問い合わせ先 後期高齢者医療保険料 健康推進課国保係（内線141）
介護保険料 長寿社会課介護保険係（内線203）

介護お茶のみ話

その2



今回のお茶のみ話は、引き続き「認知症ケア実践塾」の中で学んだ、認知症の予防や改善の方法についてです。前回、認知症の予防や改善に大切なのは体調を整えること、そのためには、①水分、②栄養、③運動、④排便の4点が重要だとお知らせしました。①水分については、ぜひ「1日1,500ml飲む」（お酒は水分には入りません！）ことを毎日実践してください！たかが水分、されど水分です。今回は②栄養について紹介します。



●栄養の大切さ

高齢者にとって、肥満やメタボよりも、はるかに警戒と注意が必要なのが、実は「低栄養」です。認知症の予防や改善のためには、低栄養の早期発見と対策が必要になります。普段の食事量が減っていませんか？人の体は食べ物から取る栄養で維持されています。脳にも栄養が必要です。「食は生命線」であるという認識をみんなで持ちましょう！

●低栄養を防ごう

低栄養とは、エネルギーとたんぱく質が欠乏した状態で、健康な体を維持して活動するのに必要な栄養素が足りない状態をいいます。高齢になると、食欲が落ちたり、うまく食べられなかったり消化機能が落ちたりして、栄養も水分も十分に取れなくなることが少なくありません。

●肥満よりこわい！低栄養

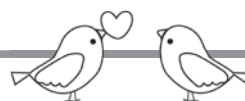
高齢になると若いころより体の筋肉や水分が減ってくるため、低栄養になると認知機能が低下したり、気力がなくなったり、免疫力や体力の低下が起きやすくなります。それらが重なってさらに食べる力が失われ、体力が低下して動けなくなり、寝たきり状態になる可能性も高くなります。高齢者にとっては肥満よりも低栄養に対する警戒が必要です。

●バランスのよい食事をしっかりと

体の機能を維持するために必要なのはエネルギーとたんぱく質、これが体力の基本です。この2つが十分満たされた状態で、体の調子を整えるビタミン、ミネラル、食物繊維を摂取しましょう。おいしくバランスのとれた食事、1日1,500キロカロリー摂取を目指しましょう！

●おかゆではなく普通食を！入れ歯も合わせて！

おかゆではなく、できるだけ普通のごはんを食べましょう。入れ歯をしっかり合わせて、よく噛んで食べるように心がけてください。それが良好な排便にもつながります。



認知症予防の10か条！

- | | | | | |
|--------|---|--------|---------|----------|
| ①食 | 事 | 塩分と | 脂肪控えて | バランスよく |
| ②運 | 動 | 歩こうよ | 手足動かし | 脳刺激 |
| ③不 | 摂 | 生 | 深酒と | タバコやめれば |
| ④健 | 診 | 習慣病 | 肥満に | 血压 早めの一手 |
| ⑤転 | 倒 | 気をつけよう | 頭の打撲 | 引き金に |
| ⑥興 | 味 | 好奇心 | 前向き人生 | いつまでも |
| ⑦趣味・日記 | | 考えて | まとめて表現 | よい習慣 |
| ⑧人間関係 | | 細やかな | 気配り欠かさず | お付き合い |
| ⑨若 | さ | 老け込むな | おしゃれ心を | 忘れずに |
| ⑩ストレス | | くよくよと | 考え込まず | ため込まず |

まずは予防が大切！



公益財団法人 認知症予防財団編 岩波ブックレット『認知症30カ条』（岩波書店）より

●次回の介護お茶のみ話は、③運動についてです。お楽しみに！●

問い合わせ先 地域包括支援センター（内線205、206）



第48回陸前高田市民芸術祭

「つなげよう 高田の芸術 文化の輪」のテーマのもと、約1か月間にわたり市民芸術祭が開催されました。芸術文化活動が続けるための足掛かりとし、心の復興に役立てようと、会席・舞台・展示の3部門に分かれ、各会場で観客の目を楽しませてくれました。

市役所では、児童生徒の作品を一目見ようと、多くの家族連れでにぎわいました。

また、文化の日にあわせて米崎コミセンで開催された一般作品展示会では、華道、書道、絵画など多岐にわたる700点近い作品が出品され、会場を訪れた市民は芸術の秋を堪能した様子でした。



一般作品展示の様子



工藤公康さんの野球教室

あきらめない心スタジアムが完成！

～ 工藤公康×ゴージャスカーレー×日刊スポーツ
東日本大震災復興支援野球教室 ～

小友中学校跡地に新しく建設された野球場に、バックネットが完成しました。このバックネットは、工藤公康氏、日刊スポーツ新聞社およびゴージャスカーレーグループが、東日本大震災復興支援プロジェクトを立ち上げ、集められた寄附により整備されました。

11月9日（日）にバックネット完成式と併せて工藤公康野球教室が開催され、市内の中学生62人が参加しました。特に、工藤氏がマウンドに立っての対戦は、双方に熱が入り、参加者には記憶に残る1日になったようです。

文化財ニュース

～ 文化財等保存活用計画策定調査事業&
中沢浜貝塚歴史防災公園整備基本計画策定事業 合同説明会 ～

10月26日に竹駒コミセンにおいて、両事業の合同説明会を開催しました。当日は両事業の説明と各委員会の委員長である池邊このみ先生と渡辺誠先生から、将来に向けた文化財活用についての説明がありました。今後も教育委員会では、このようなイベントや様々な文化財事業を通じて、「地域の宝」である文化財を「気づき」「つたえ」、そして「活かす」活動を進めていきたいと考えています。



合同説明会の様子

農地を転用するときは農地法の許可が必要です

農地は、食料の生産のみならず、水源かん養機能、洪水防止機能などの多面的機能を有し、人々の暮らしと命を支える重要な資源です。やむを得ず農地を転用するときは、事前に農地法による許可を受ける必要があります。

※農地転用とは、農地（田・畑）を住宅や店舗、工場、駐車場など農地以外のものに使用（一時的に利用する場合も含む）することをいいます。

■既に転用許可を受けた人へ

既に農業委員会の転用許可を受けた人は、「農地転用許可後の工事進捗状況報告書」の提出が必要です。許可後から農地転用工事が完了するまでの間、工事進捗状況報告書（添付書類：配置図、報告時点での現況写真）により転用事業の進捗状況を報告していただきます。

なお、一時転用の場合は、農地に復元するまでの期間、報告が必要となります。報告用紙は、転用許可証と一緒に送付しています。

○工事進捗状況の報告時期

報 告 回	報 告 期 限
第 1 回	許可の日から 3 か月後に報告
第 2 回以降	第 1 回報告期限から 1 年ごとに報告（工事が完了するまでの間）
工事完了時 （一時転用の場合は農地復元時）	工事完了後（一時転用の場合は農地復元後）速やかに報告

■これから転用許可を申請する人へ

自身が所有する農地を転用する場合は農地法第 4 条許可、他者の農地を取得等により農地転用する場合は農地法第 5 条許可が必要となります。以下の点にご留意ください。

- ・ 具体的な農地転用の計画がないもの（計画はないが、将来のために土だけを入れる／資金計画の裏付けのないもの等）や、周辺農地に日照や排水等の面で悪影響を及ぼすと判断されるものについては許可できません。
- ・ 市が農業振興地域整備計画において農用地区域と定めた農地や、良好な営農条件を備えている農地については、一時転用を除き原則として許可できません。ただし、あらかじめ農用地利用計画の変更（農振除外）手続きを行うことにより、農地転用許可を受けられる場合があります。詳しくは農林課（内線 473）までお問い合わせください。
- ・ 一時転用の場合は、許可された一時転用期間の終期までに農地に復元する必要があります。
- ・ 許可の申請締切りは毎月 10 日（当該日が土、日曜日の場合は翌月曜日、祝祭日の場合は翌日）です。締切日近くなると窓口が混み合いますので、早めの申請をお願いします。
- ・ 許可を受けずに農地転用を行った場合、違反転用となり厳しい措置がとられますので、必ず許可を受けてください。

その他、農地転用についてはさまざまな基準等があります。農地転用を検討する場合は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

問い合わせ先 農業委員会事務局（内線 410、411）



(615)

地名と歴史

(112)

―高田かいわい⑨―

大町は、高田の中心地でした。年寄りも若い者も「大町さ行くべあ」となると、何となくウキウキと華やいだ気分になったものだそうです。

東館の本丸の麓に大町があり、ここは中世の葛西時代、千葉安房守の居館であった東館の下ということになります。

館下に商家や職人を住ませたのが町の始まりで、いわゆる「城下町」としての発祥性を有した「集域」ということになるでしょう。

かつては本宿が町の中心と言われていましたが、その後はずっと大町が中心的役割を果たしてきました。

大町には以前から公設の市場があり、市日も定められています。高田の市場が発祥した年代は以前からの課題ですが、明確ではありません。

金野 静一・文
斎藤 多美子・絵

説明しておりますので、必要により思い起こしてください。さるようお願いします。

現在はもちろんのこと、かつて高田市場の商圈は、市内全域のみならず、他町村に及ぶこともあったのは、皆さんよくご承知のとおりです。

これらの各市は、海の産物と山の産物等がこの市場に集められ、当初は「物々

交換」をしたものでしょう。つまり、物と物との交換を成立させる互市（たがいち）から発展していったものと思われる。

市の安全とその繁栄を守る神が市神様です。「市神宮」が正式の神名だということです。

大町の一角、大原屋の前に建ち、祭神は事代主命で、この神は大国主命の子孫とされています。多くの子の中で一番賢く、偉いとも言われています。事代主命の



命名の由来は、「事を知る神」つまりは、正邪を判断する能力に優れているとの意味があります。「国ゆすり」に理解を示した神様で、物事の是非をよくわきまえた常識の豊かな神。いわゆる「恵比須様」とはこの神様のことです。大町の一角に祀られ、町の人々を守り、一家一町の安穏と商売繁盛を願い、商売仲間の協調を図り、貨物や商物などの集まる町の幸いを願って祀ったものです。宮と称しているように社殿は石造りで、藩政時代の文化、文政（1804～1820）の頃、当時の検断・宮城亨および上部利蔵の両氏が町民に図り、洞の旧地（神職佐藤膳内氏の構内）から、現在地に遷座したのと言われます。

大町裏の背後の（本丸地内）東館（八幡館または古館）に、安房守の後、高田壱岐守が配置されました。

大町およびその周辺の開発は、この二人によって行われ、商人、職人たちを住まわせるべく、いろいろな工事を起こして生まれた町です。

市長交際費を公表します

本年度上半期(4月～9月)分

市長交際費は、行政事務の円滑な執行を図るため、市長・副市長が公の交際を進める上で必要な経費として認められているものです。交際費の支出は、社会通念上、妥当な範囲で最少にとどめるよう配慮しています。

市は交際費について、ホームページで毎月掲載し、公表しています。

(ホームページアドレス <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/shityou/kousaihi.html>)

分 類	件数	金 額	主 な 内 容
お 祝 い	35件	157,000円	保育園入園式、金婚祝賀会、七夕まつり、敬老会お祝いなど
会 費	6件	33,000円	教育委員会・校長会・副校長会合同歓迎会会費、全国青年市長会懇親会会費、岩手・宮城県境議員との懇親会会費など
記念品・土産	2件	9,234円	在日アメリカ大使館首席公使来訪の際の土産、国連本部訪問の際の土産
弔 慰	10件	103,200円	岩手県建設業協会大船渡支部長、広田湾漁業協同組合代表理事組合長、叙勲受章者、市勢功労者、100歳以上長寿者などの葬儀の際の香典、生花
激 励	1件	10,000円	全国高等学校選抜卓球大会出場への激励
計	54件	312,434円	

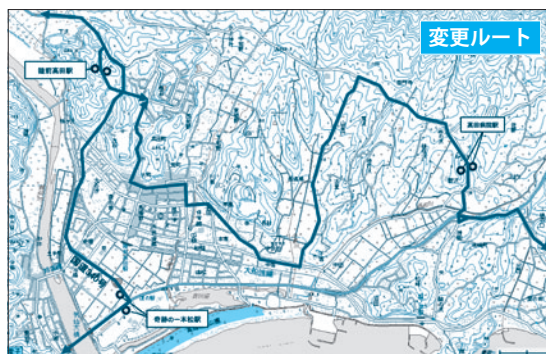
問い合わせ先 企画政策課秘書係（内線171）

大船渡線BRTからのお知らせ

12月11日（木）から 陸前高田駅～高田病院駅間のルートを変更します

JR大船渡線BRTでは、平成26年12月11日(木)から当面の間、陸前高田駅～高田病院駅間のルートを積雪時等における安全確保のため、農免道を通る山沿いから旧市街地に変更します。ただし、高田町下宿から市道小泉線に入り、ナインマート前を通過して再び農免道に戻るため、高田病院駅は現在の場所で利用できます。

今回のルート変更により一部の時刻が変更となります。全戸に時刻表を配布しますので、確認をお願いします。



問い合わせ先

- ・企画政策課政策推進係（内線172）
- ・JR東日本気仙沼BRT営業所 ☎0226（41）0012（平日午前9時30分～午後4時30分）

歩く人。健康教室

長生きするには理由がある…

昨年度2回開催し、大好評の「歩く人。」健康教室を開催します！

現在の歩き方を測定し、問題点を確認して正しい歩き方を身に付けましょう！！

歩き方を測定することにより、自分の重心がどこに掛かっているかを知ることができます。正しい位置に重心をおき、正しい歩き方や、自分の弱っている部分のトレーニング法がわかります。

日時・会場 12月13日（土）

- ・ 1回目 午前9時～午前11時 横田コミセン
- ・ 2回目 午後1時～午後3時 第一中学校仮設集会所

講師 大西一平氏（一般社団法人OVAL HEART JAPAN代表）

佐藤信治氏（大阪産業大学スポーツ健康学科 准教授）

土井龍雄氏（ダイナミックスポーツ医学研究所 副所長）

定員 各30名

参加料 無料

主催 東京都、一般社団法人日本アスリート会議

共催 NPO法人総合型リくぜんたかた、岩手大学スポーツユニオン

申込締切日 12月11日（木）

受付時間 平日（月～金）午前10時～午後5時※12月3日（水）を除く

その他 動きやすい服装でお越しください。中靴は不要です。

申込・問い合わせ先 NPO法人総合型リくぜんたかた ☎ 47-4720 ※陸前高田市米崎町字松峰92番地1（有）ササキスポーツ内



消防庁舎移転のお知らせ

陸前高田市消防防災センター完成に伴い、仮庁舎で業務を実施していました陸前高田市消防本部・消防署は、12月16日（火）から下記の場所へ移転します。

業務開始日 平成26年12月16日（火）

新住所 〒029-2205 陸前高田市高田町字栃ヶ沢47-13

電話番号 0192-54-2119

FAX 0192-55-2648



● 第一中学校敷地内で診療しています ●
岩手県医師会高田診療所

12月の診療日程

期 日	診療（受付）時間	診 療 科
12月 6日（土）	15:00～18:00	内科系、外科系、小児科、心療内科
7日（日）	11:00～16:00	内科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
13日（土）	15:00～18:00	内科系、外科系、小児科、心療内科
14日（日）	11:00～16:00	内科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
20日（土）	15:00～18:00	内科系、外科系、小児科、心療内科
21日（日）	11:00～16:00	内科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
23日（火）	11:00～16:00	内科系、外科系
27日（土）	15:00～18:00	内科系、外科系、小児科、泌尿器科、心療内科、子どもの心
28日（日）	11:00～16:00	内科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
29日（月）	11:00～16:00	内科系
30日（火）	11:00～16:00	外科系

※診療科は、日によって異なります。また、都合により変更になる場合があります。

※平成27年1月末まで、子ども（6か月児～中学3年生）を対象にしたインフルエンザの予防接種（土・日曜日に実施、市からの補助有）、高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチンの接種（予約制、市からの補助有）を行っています。予約が必要ですので、電話等で申し込みください。

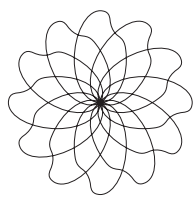
● **岩手医大による皮膚科診療（遠隔診断）日程**（場所：岩手県医師会高田診療所） ●

毎週水曜日の午後に、岩手医科大学が皮膚科の診療を行っています。これは、岩手医大と高田診療所を遠隔診断システムで結び、テレビ画面を通じて診療を行うものです。当面は、両医療機関に皮膚科の専門医師が配置されますので、精度の高い診療が期待できます。

期 日	診療（受付）時間	予約受付時間
12月 3日（水）	15:00～17:00	午前10時から電話予約の受付をします。
17日（水）		
24日（水）		

※要予約 ○直接または電話 土・日曜日の診療（受付）時間 ○電話のみ 水曜日 午前10時～

問い合わせ先 高田診療所 ☎53-2110



陸前高田のおいしい米

たかたのゆめ

■「たかたのゆめ」とは

JT（日本たばこ産業株式会社）が「いわた13号」という品種名称で開発・保有していた種を復興支援の一環として、権利も含めて市に寄贈した新種米。

陸前高田市でしか作付けされていないオリジナルブランド米であり、津波で甚大な被害を受けた農業の復興のシンボルとして、地域ブランド米としての確立を目指しています。

「たかたのゆめ」は、陸前高田市の新しいオリジナルブランド米です。

このコーナーでは、「たかたのゆめ」について、広く市民の皆さんに知っていただけるようシリーズで紹介します。

■「たかたのゆめ」給食を実施

11月18日（火）、「たかたのゆめ」を通して農業をより身近に感じて理解してもらうための「たかたのゆめ」給食が市内小中学校で行われました。

米崎小学校では、4年生を対象に給食前に理科教室が行われ、子どもたちは、お米について理解を深めました。

その後、副市長や生産者など関係者が参加した給食では、今年収穫されたばかりの「たかたのゆめ」が出され、子どもたちは、「おいしい！」と口々に感想を述べながら食べていました。

なお、「たかたのゆめ」給食は、今後も毎月1回ずつ行います。

問い合わせ先 農林課農政係（内線473）



給食を食べながらの交流



産業振興協議会 ☎ 080
(08033) 96000 (黒田)

市民環境課から

第66回人権週間

12月4日(木)から10日(水)

までの第66回人権週間に合わせて、市民相談を開催します。

日時 12月10日(水) 午前10時～午後3時

会場 竹駒コミセン

問い合わせ先 市民環境課環境安全係(内線135)

気仙広域連合衛生センターから

年内のし尿のくみ取り申し込みはお早めに!

これから年末にかけて、くみ取りの申し込みが集中しますので、12月上旬のくみ取りにご協力ください。

申込先 (有)気仙広域清掃

年末年始休業 12月31日(水)～1月5日(月)

問い合わせ先 (有)気仙広域清掃

受付 (27) 9321 月～金

曜日の午前8時～午後5時

FAX (27) 1145 (住所・氏名・電話番号を明記すること)

※年末年始の休日中、冠婚葬祭等で緊急を要する場合のくみ取りは、市役所にお問い合わせ

講師 渡邊幸義氏(代表取締役)

申込・問い合わせ先 生命環境

復興のまちづくりを考えよう
シンポジウムを開催

(一社) 生命環境産業振興協議会の主催で、気仙地域の障がい者などの就労支援を活性化するため、株式会社アイエスエフネットの取り組みなどを参考に、まちづくりの具

日時 12月14日(日) 午後1時～3時10分(開場 午後0時30分)

会場 市役所4号棟第6会議室

基調講演 「社員みんながやさしくなった」アイエスエフネットの取組実績と高田での事業所展開について」

講師 渡邊幸義氏(代表取締役)

申込・問い合わせ先 生命環境

わせください。

林業の仕事をしてきた人へ 林業退職金共済制度の お知らせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、過去に林業に従事し、林業退職金共済制度(林退共)に加入していて、退職金をまだ受け取っていない人を探しています。林退共の加入状況についても調べます。

また、リ災した共済契約者や被共済者に対し、各種手続(共済手帳の紛失、退職金の請求等)の必要が生じた場合は、速やかに対応しますので、ご相談ください。

問い合わせ先 独立行政法人勤労者退職金共済機構 ☎ 03(6731) 2887

伝統文化の継承活動を支えます

地域の伝統文化分野保存 維持費用助成事業を公募

公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団では、地域の伝統文化分野の発展に寄与する助成事業の公募を実施しています。

推薦を希望する場合は、所定の申込書に記入のうえ、生

涯学習課に2部提出してください。

なお、申込要領、申込書は生涯学習課に取りに来るか、市ホームページからダウンロード願います。

助成内容

・地域の民俗芸能(民俗行事・民俗音楽を含む)への助成(1件70万円上限)

・地域の民俗技術(民具製作技術・伝統工芸を含む)への助成(1件40万円上限)

申込期限 12月26日(金)

※申込要領に記載されている申込期限と異なります。

問い合わせ先 生涯学習課(内線256)

障がい者の生活を支えましょう

障がい介護サポーター 養成講座を開催

障がいのある人の生活を支援するために必要な基本的知識と技術を学ぶことを目的として、障がい介護サポーター養成講座を開催します。

日程

・講義 平成27年1月15日、19日、22日、30日

・演習 平成27年1月23日、29日までのうち2日間

時間 午前9時30分～午後4時(30日は正午まで)

※演習の時間については、演習先事業所の都合により、変更になる場合があります。

会場 市役所4号棟第4会議室

定員 16人

講習料 無料(テキストは市が用意)

持ち物 筆記用具

申込締切日 12月22日(月)

申込・問い合わせ先 社会福祉課障がい福祉係(内線232)

子育てを支援します

ママサロンこそだてシッ 赤ちゃん訪問こそだてシッ

○ママサロンこそだてシッ

気仙管内の皆さんが、妊娠初期から安心できる子育てを支援します。参加、帰宅時間は自由です。※予約不要

日時 12月19日(金) 午前10時～午後3時

会場 米崎コミセン

対象 妊婦、赤ちゃんや未就学児のお子さんとその保護者

参加料 200円(保険料など)

問い合わせ先 NPO法人こそだてシッ ☎・FAX (27)

※変更 12月14日(日)の特定健康診査等の会場は、米崎コミセンから総合営農指導センターに変わります。

● 慶弔 (届出日: 10/16~11/15) ●

◇出生 () は字名・保護者・出生日

矢作 中 平 柚 珠 (坂下・卓也・10/21)
 高田 熊 谷 は 勇 と 人 (中長砂・努・10/15)
 戸 羽 は 陽 希 (山苗代・元紀・11/13)
 戸 羽 あ 碧 澄 (山苗代・元紀・11/13)
 米崎 菅 野 太 耀 (堂の前・祐樹・11/4)
 小友 小 松 咲 瑛 (瀬沢・豊・10/27)
 広田 村 上 れ い 希 (長洞・千尋・10/14)
 白 井 智 望 (岩倉・智・10/22)
 斎 藤 しゅん 俊 佑 (太陽・洋一郎・11/5)

◇おくやみ () は字名・年齢・死亡日

矢作 村 上 貢 (山谷・79・10/20)
 佐 藤 銀之助 (中平・89・11/2)
 小 松 清 (雪沢・81・11/5)
 鈴 木 金 實 (三の戸・66・11/13)
 横田 荻 原 秀 一 (橋の上・64・10/27)
 登 戸 義 雄 (橋の上・88・11/2)
 竹駒 上 部 タキ子 (相川・91・11/2)
 坂 下 ケイ子 (上壺・82・11/5)
 坂 下 彦 六 (下壺・86・11/13)
 気仙 菅 野 美智子 (上長部・83・10/16)
 伊 藤 金 弥 (二日市・57・10/24)
 菅 野 ツネ子 (湊・82・10/29)
 武 藏 タケ子 (福伏・91・11/11)
 高田 吉 野 カ ネ (東和野・84・10/21)
 細 谷 スセノ (鳴石・87・10/24)
 増 田 徳 雄 (馬場前・71・11/3)
 村 上 キクエ (東和野・94・11/4)
 中 平 ノリ子 (東和野・89・11/7)
 大和田 忠 雄 (大石沖・81・11/12)

市内でも被害があります
 点検商法・特殊詐欺に注意!

○点検商法

「設備の点検です」と言っ

※24時間対応

3911 (助産師・渡邊)

シブ 〆080 (4729)

申込先 NPO法人こそだて

んのお世話についてなど

支援内容 妊婦相談／赤ちゃん

日 (月)

訪問日 12月14日 (日) / 15

宅を訪問します。※無料

号」に乗って、気仙管内で申

し込みのあった仮設住宅や自

助産師が「こそだてシブ

9839 (伊藤)

○赤ちゃん訪問こそだてシブ

て自宅を訪問し、フィルター
 を売りつける訪問販売業者が
 市内を回っているとの情報が
 寄せられました。

契約してしまっても、クー

リング・オフや契約の取り消

し等ができる場合があります

ので、大船渡市消費生活セン

ターにご相談ください。

相談日時 毎週月～金曜日 (祝

祭日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 大船渡市消

費生活センター 〆 (27)

3111

○特殊詐欺

社債投資に関する名義貸し

を持ち掛け和解金を要求する

手口で、市内の70代女性が4

回到わたり計2100万円を
 だまし取られる特殊詐欺事件
 が9月から10月にかけて発生
 しました。

「宅配便で現金を送れ」「名

義を貸してほしい」と言われ

たときは詐欺と疑い、警察に

相談しましょう。

鵜浦医院から

皮膚科診療のご案内

日程 12月15、16、17日

受付期間 午前8時～11時30

分／午後2時～5時30分

※水曜日は午前のみ、日程は

変更する場合があります。

医師 亀田叔子先生

問い合わせ先 鵜浦医院 〆

(55) 2125

393

保健
 だより



インフルエンザに備え
 よう

インフルエンザウイルスは、
 せきやくしゃみと一緒に放出
 され、口や鼻から吸入されて
 感染します。特に、心臓病な
 どの持病を持っている人、高
 齢者や妊婦などは重症化する
 と命にかかわることがありま
 すので注意が必要です。

●せきエチケットを

せきやくしゃみが続くとき
 はマスクをしましょう。せき
 やくしゃみを手で受けたとき
 は手を洗いましょう。

●手洗いを

流水や石けんを使った手洗

いでウイルスを除去すること
 ができます。アルコール消毒
 も効果的です。

●人ごみを避ける

インフルエンザが流行して
 きたら、人ごみへの外出は控
 えましょう。帰宅後は手洗い
 を忘れずにしましょう。

●十分な休養とバランスのと
 れた食事を

日頃から、体の抵抗力を高
 めるために十分な休養とバラ
 ンスのとれた食事をするよう
 に心がけましょう。

●適度な換気と湿度の保持

一時間に一回程度、短時間
 でも部屋の換気を心がけましょ
 う。空気が乾燥すると、の
 どが乾燥し、インフルエンザ
 にかかりやすくなります。室
 内は加湿器などを使って、適
 度な湿度(50～60%)を保つ
 と効果的です。加湿器がない
 場合は、ストーブにやかんを
 かけるなどして、湿度を保ち
 ましょう。

●予防接種しましょう

市では65歳以上の人、また、
 生後6か月以上から中学3年
 生までの人を対象にインフル
 エンザ予防接種費の一部を助
 成しています。

65歳以上の人は、12月31日
 までに、中学3年生までの人
 は、1月31日までに予防接種
 を済ませるようになっています。

★「陸前高田災害FM 80.5 MHz」では災害情報や生活関連情報を放送しています。広報りくぜんたかたと併せてご利用ください。

黒蜜姫（おふかしがんづき）

食改 レシピ



材料

- ・もち米……………5カップ
- ・玉砂糖……………100g
 - ・しょうゆ……………50cc
 - ・水……………150cc
- ・くるみ……………10g
- ・黒ゴマ……………10g

作り方

- ①Aを鍋に入れ火にかけ、砂糖を溶かしておく。
- ②もち米はといでから1時間ほど水につけてザルにあげ、水切りをする。
- ③最初にもち米を蒸し器で20分蒸す。
- ④蒸したもち米を一度ボールにあげ、①をまんべんなく混ぜる。
- ⑤④を蒸し器で再び20分蒸す。
- ⑥四角い箱（菓子箱等）にラップを敷き、⑤の蒸したもち米を敷き入れ、黒ゴマ、くるみをふりかけて重しを乗せ、冷めたら包丁で切り分ける。

一言メモ

おふかしを菓子箱に敷き入れ、包丁で切り分けていただく“がんづき”のようなおふかしです。少し古くなったもち米をおいしく味わえる先人の知恵だそうです。白砂糖や栗、あずき等を利用してアレンジを広げてみてください！

問い合わせ先 健康推進課保健係（内線243）

数字で見る陸前高田市

市内の火災救急活動（10月）
（ ）は1月からの累計

- ◆建物 0件（2件）
- ◆林野・その他 0件（0件）
- ◆出動件数 64件（643件）
- ◆搬送人員 61人（621人）

市の人口（10月31日現在）
◎住民登録人口（ ）内は前月比

- 男 9,875人（-16）
- 女 10,534人（-1）
- 計 20,409人（-17）
- ※前年同月との比較（-175）
- 世帯数 7,623世帯（6）

市内の交通事故（10月末現在）
大船渡警察署調べ。（ ）は1月からの累計

- ◆人身事故 2件（24件）
- ◆物損事故 25件（363件）
- ◆負傷者 2人（30人）
- ◆死亡者 0人（1人）
- ◆飲酒運転 0人（4人）

◆編集・発行◆ 陸前高田市企画部まちづくり戦略室 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192(54)2111（内線173）
ホームページ <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp> Eメール senryaku@city.rikuzentakata.iwate.jp